

平成28年4月5日

保護者の皆様

横浜市立中田中学校

校長 加藤 慎治

大規模地震や風雪水害等における対応（保存版）

本校では「大規模地震特別措置法」にもとづく警戒宣言や大規模地震の発生などの緊急災害時および風雪水害等の「特別警報」「警報発表時」に備え、生徒の安全対策を次のように定めています。生徒の生命と安全確保のため、ご協力をお願い致します。

●次の場合、授業は即刻中止し、生徒は学校に留め置いた後、保護者(含む：事前に保護者が認めた代理人)に引き渡すこととします。

- 1 横浜市域内で『震度5強以上の地震』が発生した場合
- 2 「東海地震警戒宣言」発表時の場合（突発的な大規模地震）

- 家にいる場合 ⇒ 登校しない
- 登下校途中の場合 ⇒ a, 家に近いとき→→あわてず家に戻る
b, 学校に近いとき→あわてず学校に戻る

●横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合の対応は次の通りです。

- 午前7時の段階で「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」のいずれかが発表継続中のとき、当日は一斉に「臨時休校」となります。（部活等も同様の扱い）
- 登校後に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」のいずれかが発表されたときは、授業を打ち切り一斉下校させるなどの措置をとります。なお、「降灰予報」が発表されている場合でも、軽微な降灰などで、生徒安全確保や学校活動に支障がない程度の降灰の場合は、学校長の判断により、学校活動を継続・再開することもあります。上記の措置を取った場合は、その日または翌日に措置理由をご連絡します。
- 警報が発表されていない場合でも、天候の様子を見て、生徒を帰宅させた方がよいと判断した場合は、授業を打ち切り一斉下校させます。この場合も、その日または翌日に措置理由をご連絡します。

注1 横浜市域とは、「神奈川県全域」または「神奈川県東部」または「横浜・川崎」地域に含まれます。

注2 通学路の状況によっては生徒の安全を考えて、登校を見合わせたほうがよい場合も考えられます。その判断は各家庭でおこない、登校させる場合には安全を確認したうえで登校させてください。災害発生のため、あるいは災害が発生する可能性があるるとご家庭で判断して登校させなかった場合は、欠席扱いにはなりません。